

京都市告示第 48 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に開館します。

令和4年4月8日

京都市長 門川大作

臨時に開館する日

令和4年4月20日（水）

※午後5時から午後8時まで

※展示室のみの開館

（歴史資料館）